

平成 2 1 年度 第 2 回

天草市景観審議会

会 議 録

天草市景観審議会

平成 2 1 年 度 第 2 回 天 草 市 景 観 審 議 会

開 催 日 時	平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日 午後 1 時 3 0 分 から 午後 2 時 3 0 分 まで			
開 催 場 所	天草コミュニティ防災センター コミュニティ室 (天草広域連合消防本部 3階)			
出 席 委 員	蓑茂 壽太郎	大日方 信春	生喜 丈雄	佐保 光康
	橋口 良一	小山 真一		
欠 席 委 員	篠原 亮太	位寄 和久	西 英子	中川 竹治
委 員 以 外 の 出 席 者	事務局	久保山 義教 (建設部長) 大窪 光正 (都市計画課長) 金棒 利彦 (都市計画課 課長補佐) 吉永 眞二 (都市計画課) 船岡 正治 (") 廣田 亮一 (") 宮本 雅浩 (")		
	その他	6名 (庁内関係課等)		
会 議 に 付 し た 事 項	<p>諮問事項</p> <p>(1) 景観形成地域の指定に伴う天草市景観計画の変更について</p> <p>(2) 景観重要樹木の指定について (景観法第 2 8 条 に 基 づ く)</p> <p>(3) 天草市公共事業等景観形成指針の策定について (天草市景観条例第 1 1 条 に 基 づ く)</p>			
議 決 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 崎津景観形成地域の指定に伴う天草市景観計画の変更 ・ 景観重要樹木の指定 			

会議の概要

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 審議（進行：会長）

（1）諮問事項

景観形成地域の指定に伴う天草市景観計画の変更について（説明：事務局）

（会長）

一つは区域の問題、もう一つは規制の基準案である。特に高さと色彩の説明があったが、区域の設定において、自然公園法に基づく第2種特別地域を外すという説明については委員の皆さんはお分かりだろうか。自然公園法で担保されているため、今回あげる景観形成地域の区域では、第2種特別地域がかかっていない部分について今回やろうということ間違いなか。

（事務局）

はい。

（会長）

そうすると、140.1ヘクタールが対象地域となるということ。

色彩の最後のスライドを見せてもらってもいいか。避けたい基調色というのは避けたい色か。

（事務局）

はい。避けたい色です。

景観重要樹木について（説明：事務局）

（会長）

このあこうについては、学術上の価値というのを主張している人はいないのか。

（事務局）

市の天然記念物に指定されている。

（会長）

文化財保護法による天然記念物になる可能性はないのか。

（事務局）

今のところはない。

（会長）

大丈夫か。景観重要樹木であって国の文化財保護法に基づく天然記念物にすべきだという意見がどこからかあっては困る。

（事務局）

今現在、そのような話は聞いてない。

（会長）

これは日本一のあこうか。日本一はどこにあるのか。

（事務局）

それは調べておりません。

（会長）

そういうのは調べておいてから提案しないとイケない。

(会長)

これを指定したら何らかの方法で紹介したほうがいい。
写真の後ろの法面が気になる。あれはどこがやったのか。県か。

(委員)

多分県である。

(会長)

あこの寿命は長いのか。

(事務局)

この木の樹齢は現在約300年である。

(会長)

この敷地は民有地か。市有地か。

(事務局)

ここは市有地である。

(会長)

あとは民有地か。

(事務局)

道路敷きにも何箇所かあると思う。

(会長)

そういうのをどうするかを少し考えておかないといけない。道路の改修などいろいろあるから。

(事務局)

今は大木が20本残っている。当初は50本だったと聞いているが、現存しているのは20本でその中で一番大きい。

(会長)

道路は県道か。

(事務局)

市道である。

(会長)

景観計画の策定の時にもいくつか候補をあげていなかったか。

(事務局)

当初は5箇所を考えており、あこが3本とクスノキが2本で、その中の1本である。

(会長)

他はどうなのか。

(事務局)

所有者との合意が出来れば随時、指定を考えている。

天草市公共事業等景観形成指針(案)について(説明:事務局)

(会長)

この指針については、今日ご審議していただいて、もう一度庁内で検討していただいて、2月下旬開催予定の第3回の審議会で結審したいということで間違いはないか。

(事務局)

はい。

(委員)

庁内検討会の意見に森林地域の件が出ているがよろしいか。

資料3 - 2の最後の方に「農地や森林の指針が必要ではないか」とあるが、これについて、景観計画の中でも記載していただいた森林認証の申請の取り決めについては、森林組合と市町村が中心となって進めている。その中で、現在、3市町と組合員による連絡会議を立ち上げ、その中で協定を交わし、来年5月には認証される見込みである。それによると、ここにある指針の中にうたってある、例えば、細かなことについては、燃料も環境に配慮したのものとして水性のものを使うなど、具体的に示してあり、それを準用できるものなどもある。機会があれば資料の提出も行う。認証の問題については、景観計画でうたっていただいた効果もあり、各市町での調査や内容等の協議をしていただく中で一致して認証を取るという形で合意された。このことは、熊日に載っていたが、九電が今後、バイオマスという形で石炭と一緒に燃やして燃料として使うというようなことで、その材料についても、認証材料に頼るという事になる。このような取り組みは、天草から発信し、九州管内、全国に飛び火するのではないかと思う。また、環境に対する発信もある。

(会長)

今の森林認証の話は事務局は理解してやっているのか。やっていないのであれば、一度連絡を取って、よく見て、研究しながらやっていったらよい。

(委員)

それは農林整備課と一緒にやっている。

(事務局)

景観計画策定審議会のときにお話があった。

(委員)

森林認証の地域は3市町一体となって登録を行う。その認証がとれると大きな違いがあるのではないかなと考えている。

(委員)

最後の5ページのフロー図だが、公共事業等の検討のところをもう一度説明していただきたい。事業課というのは、市の内部の事業課という事か。それから、都市計画課に協議があがってくるとそれを受けて検討会に諮るのか。

(事務局)

検討会は全部ということではなく、検討事項が出たときには検討会に諮るということで考えている。

(委員)

それは仕分けをするのか。

(事務局)

はい。

(委員)

指針の配慮要請、そして、国、他の地方公共団体とあるが、この国、他の地方公共団体というのはどういう意味か。ここに配慮を要請することか。

(会長)

天草市はこういう指針によってやっているのでもよろしく願いしますということか。

(委員)

市の中で完結すればいい。国とか県に何か届けが必要なのか。そこが分からない。

(事務局)

市の景観条例の第12条で、この公共事業等の景観指針についてうたっている。その中で、市は当然、市における公共事業についてはこの基準を遵守している。ただ、地域の中で行われる国、県と他の公共的団体が行う事業については、市長がこの国、県等に対して基準の遵守という事で要請を行うというような形で、それをこのフロー図の中で示しているということ。

(委員)

これは出てきた案件に対してではなく、別の話か。

(事務局)

国や県などが行う工事等を対象としている。

(会長)

矢印のところに注釈をつけたほうがいい。第12条に基づき市長が要請するという事を書かないと結論のような感じがする。それは注意したほうがいい。

下から上に上がって矢印にも何か示さなくてもいいのか。

(委員)

国がするとか県がするときにはということか。

(事務局)

枠の外に出す形になっている。

(委員)

条例第12条が良く分からないが、指針は配慮でいいのか。この説明では遵守になっている。

(事務局)

条例では配慮するように要請することができるということ。

(会長)

公共事業景観形成検討会というのはどういうふうに組織するのか。

(事務局)

今のところ庁内の12課で考えている。

(会長)

フロー図にそういうイメージがあるといい。庁内検討会のことか。

(事務局)

意識付け自体も考えており、最終的には内部化を考えていきたいと思っている。

(会長)

県下の他の自治体ではこういうのは作っているのか。

(事務局)

熊本県だけである。

(会長)

庁内で色々議論してきて事業間の協力は取れそうか。

(事務局)

事業課からはいろいろ要望があるが、今後は天草市の景観を創っていくための意識付けのためにも、協力を強くお願いしていこうと考えている。

(会長)

景観を経済に結び付ける、そういう観点でやらないとダメ。その為には、環境と経済が共生するような社会を作っていく必要がある。だから、市の事務部局の人は必ず

3年間は景観の様子を把握し、勉強するという事。そういう事も大事だと思う。特にトップに立つ人は、景観行政は基本的に1回経験するというようなことを基本としてやっていく。今まではそういうことを経験しなくてもよかったが、今からは変わっていく。

(委員)

前になるが、諮問事項の1番、資料1-3の1枚目の建築物等の外観のところの最後に広告物に関する事項があって、に「附帯する広告物は自家用広告物に限る」というのがあり、2枚目の最後には広告物に関する事項があって、「一般広告物の掲出は原則として行わない」と書いてある。建築物における取り扱いと若干違うことの説明を聞きたい。もう一つは、2枚目は原則として行わないというような、自分を行わないという記述になっているが、1枚目は附帯する場合にこれに限るという記述方法になっている。どういう違いがあるのか。また、原則とあるのはまず、想定されている例外があるのか。それとも通常の場合は原則と入れるから原則と入れているのか。

(事務局)

建築物等においてある広告に関する事項は、建物自体に付随する広告物であり、後の方は建築ではなくて、広告物の単独の広告物ということ。

(委員)

建物にくっついている一般の広告物も、2枚目の広告物も市がやるのではなく、所有者が主体となってやるのか。

(事務局)

はい。自家用の届出だが、一般の広告物は原則としては認めないという形である。ご質問は、結果として言っていることは同じだが、表現がなぜ違うかということか？

(委員)

はい。意図があるのかということ。

(事務局)

これは先ほども言ったが、自分の建物につける広告物なので、基本的には第3者がつけるというのはあんまりないだろうとの考えからこういう表現をしている。その他の基準についても同様である。

(会長)

一般広告物という言葉は、自家用広告物に対する言葉か。

(事務局)

はい。

(会長)

ということは、この区域の中では、例えば、飲料業者等の広告物は出てこないということか。

(事務局)

基本的にはこの基準でいくとそういうのをやめましょうということ。

(会長)

原則として行わないというのは主体は行政。それで原則として行わない、認めないとも言わない、歓迎するものではないということ。

(委員)

今のところだが、一般広告物の掲出は原則として行わないとあるが、例えば、県外から何も知らない人が観光に来て、どういうお店があるだろうとかいうのを道端に結

構出ると思う。それも広告物として扱われる。その場合、例えば、市が音頭をとって乱立を防ぐために集合看板にしましょうというようなこともこれでは原則としてはしない。その為に原則と付けて、じゃあ集合看板だけはしましょうよとかいうパターンになるのか。

(会長)

これは県のものと同様でやっているのか。事務局が考えてやっているのか。

(事務局)

基本的には他の資料などを参考にして作っている。

(委員)

例えば、崎津のトンネルを出てから何も広告物がなかったら素通りする。それではかわいそうじゃないかということで、集合看板とかこういうのは認めて、ここにはどういった店がありますよというのを、茶色に白字みたいな国立公園とかはそうだが、そういうのをやりたいなと思うようなときにはどうするのか。それもちょっと詰めた方がいい。

(事務局)

基本的に屋外広告物法の規制がかかっている部分については、屋外広告物法の基準が優先する。屋外広告物法については許可制、景観法については届出制になっている。原則、景観法に基づいて出してはいけない、強制的に止めるというのではない。

(会長)

崎津地域でどうするかということだから、崎津についても将来、外から交流人口が増えてくるようになると、崎津教会がここにあつて何とか宿泊施設などの集合看板を出さないとそれぞれが勝手に出すことになる。原則としてはそういう場合には認めるという解釈にするといいと思う。高速道路の入口には、ホテルなんかの集合看板は、昔は勝手なことをやっていたが、フレームを木で作ってその中にホテルの名前を貼るなどして置かれるようになった。そういうのは一般広告物だが、原則として行わないのではなく、そういったものについて、むしろ置いていくということ。原点に戻って、どういうことで原則として行わないとかが行つとか、事務局内部で確認して整理しておいたほうがよい。それから、トイレや大型の駐車場など、まとめておく必要がある。

(事務局)

広告物をどっちに入れるか。広告物の中のいわゆる道標、道案内については、今の時点では認められている道路はある。

(会長)

道標と広告物を一緒にしたものを作って行かないといけない。一企業のためにはできないということではなく、一般広告物扱いでやっていけば、公共のお金を使わなくて済む。そこを整理しておくように。

もう一度、おさらいをしておくと、景観形成地域の指定と景観計画の変更について認める。景観重要樹木についても、あつこうを指定するというのも認める。公共事業等の景観形成指針案については、今日の意見を踏まえて次回までに修正案を作り上げる、ということで今日の審議会の確認事項とする。

(委員)

全体的な景観のことだが、特に国道沿いにおいて一つの悩みというのは、私たちの

立場から森林の方で最近、不在者などが増え、真っ暗な森林が国道沿いに目立つ場合がある。それに対しては、規制がないので助成金などを使うしか手立てがないが、勝手にすることが出来ないのかで何かできないのかと思っている。特に、個人情報の問題などがあり、所有者の方の居所が分からないというようなケースも出てくるので、国道沿いやメイン通りに関して、そのようなことが出来ないのかということ。もう一点、セイタカアワダチソウについては、天草の景観を害しているのではないかと思う。今のところはセイタカアワダチソウに限ってかまわないが、みんなで協力して何らかの形をとるという方法が景観上では好ましいのではないかと考える。

(会長)

町内会などが定期的いろんな道路の境などの清掃をやっている。ああいうのは、どういう地域でどうやっているのかという分布図はできているのか。要するに、その範囲を外れるところは誰がやっているのか。公共の「共」の力、コミュニティの力、町内会の力など、そのような力が入っているところは限られてきている。公が出っ張りすぎたため、この50年間ぐらいで、何でも役所がやるようになったから、共の力が弱まった。今、「共」の力を強めようというのが新しい。だから、今の発言は非常に重要。そういう分布図から国道沿いはみんな外れている。国がやるから、国が管理するから、自分たちがやるという話ではない。地元で週末帰ると、たまたま全員で草刈りなどをやっている。どこが掌握してるのか。町内会とか。

(事務局)

地域振興課ではないか。

(会長)

それはどういうところをやっているのかということも新たな表を作ってみてやるのはどうか。気づいたことを記入して、こうやるためにはどうすればいいかを追求する。

(事務局)

道路の沿線については、道路整備課で市道清掃ボランティアということで、天草市内約500団体の方々に草刈りなどをお願いしている。会長の発言の件については、多分、市では把握はしてないと思う。ただ、地域によっては、地域の広場などそういう場所の清掃とか草刈りをやっている団体もある。

(会長)

限界集落とかこういった活動ができなくなるということも言っているんだと思う。ところが、自分なんかが見てると、65歳とか70歳以上の方がよくやっている。

(委員)

先程の広告看板、案内看板のことだが、地区振興会の方々の意気込みというのが結構出てきており、盛り上げようということで、地元で看板を作ろうなどの意見が出ている。ただ、これをバラバラにやっていると本当に突拍子もない事が出来てしまうので、統一性のある広告とか、案内看板が必要である。例えば、観光のプロである課の話聞きながら、景観とうまくマッチングさせたところで、その地域に合うようなデザインができていければなと思っているので、その時はご相談をお願いしたい。

(会長)

デザイン構造を考えると、景観審議会がそれを満たせばいい。景観審議会の中で出た意見なので、デザイン構造を観光協会の人と一緒に考えていって作る、そういったことをこの審議会は出していないといけないと思う。それである程度案ができれば、

例えば、地域の団体が広告物を作る場合には助成をするなどを考えていけばいい。そういう感じにすればいいのではないか。昔は役所がいろいろと作ってやっていたが、そういう力はないと思う。審議会委員の力を使うとか、デザイン構造を作るまでは観光協会を呼び出したりするなど、そのようなことをすればいいのではないか。

連絡事項として、景観形成地域の指定に伴う景観計画変更のスケジュール、次回景観審議会の開催について説明。